



2022年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社山口フィナンシャルグループ  
代表者名 代表取締役社長 CEO 椋梨 敬介  
(コード：8418 東証プライム市場)  
問合せ先 総合企画部長 坂本 亮一  
(TEL. 083-223-5511)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第16期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 株主総会資料の電子提供制度導入に備えるための変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款の変更を行うものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

##### (2) 取締役の員数変更

独立社外取締役を過半数とし、社外の視点も踏まえた実効的なガバナンス体制を構築しながら、取締役会が社内の業務執行取締役から得られる豊富な情報をより積極的に活用できる環境を整え、かつ、将来に亘る取締役員数の適正化を図る必要があると考え、定款に定める取締役の員数を10名以内から13名以内に変更するものであります。

現段階においては、当社グループにおける業績や経営資源の大部分はグループ内3銀行(株式会社山口銀行、株式会社もみじ銀行、株式会社北九州銀行)で構成されていることから、当社取締役会において当社グループ全体の業務執行を監督するためには、グループ内3銀行における業務執行の状況を重点的にモニタリングすることが必要と考えており、そのためにグループ内3銀行の頭取が当社取締役となることが当社グループのガバナンス体制として適切であると判断したことも踏まえ、上記のとおり取締役の員数を変更するものであります。

##### (3) 補欠の監査等委員である取締役に関する規定の新設

法令に定める監査等委員である取締役の員数が欠けた場合に備えるため、補欠の監査等委員である取締役を選任した場合の当該決議の効力を2年とする規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 : 2022年6月24日(予定)

(2) 定款変更の効力発生日 : 2022年6月24日(予定)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>10 名以内</u>とする。</p> <p>② 当社の取締役のうち監査等委員である取締役は、3 名以上とする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選</p>	<p style="text-align: center;">【削 除】</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>13 名以内</u>とする。</p> <p>② 当社の取締役のうち監査等委員である取締役は、3 名以上とする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選</p>

<p>任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了までとする。</p> <p>【新 設】</p> <p>附 則</p> <p>【新 設】</p> <p>【新 設】</p> <p>【新 設】</p>	<p>任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了までとする。</p> <p>④ <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第 2 条 <u>変更前の定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後の定款第 17 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款 17 条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本条は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	--